

事 務 連 絡
令 和 5 年 2 月 28 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 検 疫 所 業 務 課

中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠に有り難うございます。

今般、昨年12月30日以降実施している「中国（香港・マカオを除く）に渡航歴（7日以内）のある入国者の全員及び中国（香港を除く）からの直行旅客便での入国者の全員」に対する入国時検査に替えて、令和5年3月1日午前0時から、「中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者の最大20%程度のサンプル検査」としての入国時検査を実施すること等とされたことを受けて、下記のとおり検疫対応を行いますので、お知らせいたします。

記

- 1 中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者に対しては、引き続き、「出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書」の提出を求めること。
- 2 サンプル検査については、中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者のうち最大 20%程度を目安として、対象便を指定し、当該便での入国旅客の全員を対象として実施すること。
その際、対象者が無症状であることを前提として、空港では検体採取のみ実施し、検査結果判明まで空港内での待機を求めないこと。また、無症状陽性者は5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後に療養解除となることから、サンプル検査の結果、陽性になった場合に備え、サンプル検査を受けた入国者の全員に対し、検疫所において検査キットを配布すること。
なお、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合、空港内で待機し、検査結果が陽性の場合、検疫所が確保する宿泊療養施設において療養を求めること。
- 3 サンプル検査の結果、陽性となった者に対しては、当日中に、検疫所から陽性の結果を本人に通知するとともに、自宅等での療養を要請すること。
その際、滞在する都道府県における相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先を確認し、体調悪化時等は必要に応じ、都道府県の受診・相談センターに相談するよう伝えること。

4 検疫所では、サンプル検査の陽性者について、検疫法第 26 条の 3 による都道府県知事等への通知並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条に基づく発生届及び HER-SYS を用いた陽性者総数の報告を行うこと。

発生届を提出する際、HER-SYS に陽性者の所在地を入力することで、陽性者の所在地を管轄する保健所へ情報を提供すること。

(参考)

令和 5 年 2 月 27 日公表「水際措置の実施方法の変更について」

「検査対象便に搭乗された方の新型コロナウイルス感染症の検査の実施について」